

コンプライアンス規程

特定非営利活動法人

ジャパン・プラットフォーム

(本規程の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(以下、当団体という。)への社会的信頼を確保し、当団体の社会的責任を果たすとともに、当団体の適正な活動の維持・発展を期するために、コンプライアンスに係る方針及びその推進に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(コンプライアンスの定義)

第2条 本規程におけるコンプライアンスとは、本規程に定める行動規範に従いながら、当団体の事業活動やそれに関連する社会的諸活動等(以下、事業活動等という。)に関わる法令並びに当団体における各種規程(定款・規約・規則・規程及び倫理・行動準則など)を遵守することをいう。

(本規程の適用範囲)

第3条 本規程は、当団体の全ての役員及び職員(正職員、契約職員、パート・アルバイト職員、嘱託職員、出向職員、派遣職員及びその他当団体業務従業者を含む。)に適用される。

(コンプライアンス委員会の設置等)

第4条 当団体は、コンプライアンスに関する諸事項を取扱い、本規程の適切な運用を実現するために、理事会の決議に基づきコンプライアンス委員会(以下、委員会という。)を設置する。

2 委員会は、コンプライアンスの徹底と推進、及び性的搾取、虐待、ハラスメント防止活動等を所管する。なお、委員会の組織及び運営等の具体的な要領については、「コンプライアンス委員会規程」を別途に定める。

3 当団体は、コンプライアンス違反や性的搾取、虐待、ハラスメント等に関する相談や通報のための内部通報窓口を設けることとし、「内部通報制度に関する規程」を別途に定める。

4 各組織の部門長は、各々の部門における本規程内容の徹底に努めると共に、自部門がこの規程を遵守した対外活動を行うため、必要に応じて、それぞれが関係する外部の団体又は個人に対して理解と協力を得ることに努めなければならない。

(役職員の行動規範)

第5条 当団体の役職員は、コンプライアンスを推進し、当団体に対する誠実義務を果たすとともに、以下の行動規範に従って、当団体の事業活動等に公正かつ熱心に従事するものとする。

(1) 他者の人権を尊重し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、宗教、心身の

障がい、または年齢を理由として差別をしない。

- (2) 支援する側の立場を利用し、被災地にいる支援対象者、及びその関係者への性的搾取や虐待等、一切の不正行為を行ってはならない。
- (3) 職務上の立場を利用して不正に個人的な利益を得ない。関係する団体や個人から、社会通念を超える接待を受けたり、金銭・贈り物等を受領しない。また、当団体の財産(有形無形)を私的に流用しない。
- (4) 関係団体や政府機関(地方公共団体、特殊法人等、外国の政府機関を含む。)及びその職員(元職員を含む。)、政治家(候補者を含む。)等に対し、法令及び健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態の如何を問わず、利益の提供をしない。
- (5) 事業活動等に関し、代理店等に対し業務委託を行うなど当団体外との契約をする場合、原則として、事前にその報酬等につき、合理的に取り決め、報酬の支払につき法令上の規制がある場合には、当該法令に従う。
- (6) 当団体が取扱う個人又は団体に関する情報の保護を徹底し、不適切な情報の開示・漏洩、目的外使用や第三者提供等をしない。
- (7) 会計情報を正確に記録し、不適正な会計処理、誤解を与える会計報告を行わない。
- (8) 一般的社会規範を含む社会的なルールを遵守し、当団体の倫理・行動準則を理解して高い倫理観を保持し、当団体が社会から期待されるあるべき姿を想定して良識をもって適切に行動する。
- (9) 反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- (10) 事業資金の性質や事業活動の実績等を踏まえたうえで、休眠預金等交付金に係る資金を活用する事業等については、次の各号に該当する団体等に資金を活用されないように、細心の注意を払わなければならない。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
 - オ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体

(コンプライアンス違反行為等の防止及び開示)

第6条 当団体は、コンプライアンス違反行為につき、事案の性質を考慮のうえで、理事会の決定に基づき、違反行為の内容・原因、再発防止策及び是正措置等につき公表の対象とする。

(懲戒処分等の措置)

第7条 コンプライアンス違反を行った者は、その違反の内容・程度等を考慮のうえで、就業規則第77条(懲戒の種類)、第78条(懲戒事由)及び第79条(懲戒解雇事由)に基づき懲戒処分等の措置の対象とする。また、重大な刑罰法規違反となるコンプライアンス違反行為を行った者については、刑事処分を求めることがある。

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃については、委員会で事前に協議した上で、理事会で決議する。

(附則)

1. この規程は、2019年7月31日から施行する。
2. この規程は、2019年10月18日から一部改定する。
3. この規程は、2019年11月19日から一部改定する。
4. この規程は、2022年5月20日から一部改定する。